

青葉山エリア文化観光交流ビジョン検討懇話会の運営について

1 会議の公開について

- (1) 会議は公開を原則とする。ただし、以下の場合には、座長が委員に諮り、非公開とすることができるものとする。また、非公開とした場合は、その理由を明確にするものとする。
- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
 - イ 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合
 - ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合
- (2) 公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度事務局が定める。
- (3) 傍聴者の遵守事項については、公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を以下のとおり定める。
- ①会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - ②はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - ③飲食又は喫煙をしないこと
 - ④写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、本懇話会の同意を得た場合はこの限りではない。
 - ⑤他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
 - ⑥その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - ⑦係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- ※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合がある。

2 議事録の作成について

- (1) 議事録は、事務局である仙台市文化観光局交流企画課にて作成する。
- (2) 議事録には次の事項を記載する。
- ア 開催年月日、開会及び閉会時間
 - イ 委員の氏名（出席委員、欠席委員）
 - ウ 説明のために出席した市職員の職名
 - エ 議事の経過概要
 - オ その他必要な事項
- (3) 議事録には座長及び座長が指名した委員1名が署名する。